

予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和5年9月19日（火曜日）

開 会	午前 9時57分
休 憩	午前10時26分
再 開	午前10時46分
休 憩	午前11時13分
再 開	午後 1時06分
閉 会	午後 1時29分

2 場 所 第 2 委 員 会 室

3 出席委員 9人

分科会長	金 谷 幸 則
分科会副会長	高 原 讓
委 員	岡 部 享
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	尾 上 一 彦
//	松 井 桂 将
//	高 田 重 信

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

部長	清水 裕樹
部次長	片山 正和
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	酒井 敦子
保健所長	瀧波 賢治
参事（保険年金課長）	泉野 敬之
参事（保健所次長）	野村 学
参事（保健所地域健康課長）	原 雅博
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	田近 淳
生活支援課長	谷澤 隆
指導監査課長	土地 満
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	山本 忠夫
介護保険課長	中島 志津子
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（少子化対策担当）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	温井 信之
こども保育課長	中川 美智留
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	岩滝 新太郎

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
部次長	森川 知俊
部次長（市民協働・消費生活・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	川越 直樹
婦中行政サービスセンター所長	久郷 元幸
参事（地域コミュニティ推進課長）	金井 誠
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	長森 貴弘
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
細入中核型地区センター所長	堤 靖夫
地域コミュニティ推進課主幹（調整担当）	宮田 千佳
市民協働相談課主幹	石坂 昌美

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	谷端 裕美子
議事調査課主任	竹之内 慧
議事調査課主任	江部 なな恵

7 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和5年9月定例会の予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。
審査に先立ち、分科会記録の署名委員に松井委員、高田 重信委員を指名いたします。
各案件の審査につきましては各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。
なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけにお願いいたします。
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。
これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。
議案第105号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、
議案第106号 令和5年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、
報告第44号 専決処分について承認を求める件、
専決第25号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、
以上3件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉保健部次長 〔議案第105号中
福祉保健部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

生活支援課長 〔議案第105号中
福祉奨学基金費について、
生活保護事務費について、
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

- 障害福祉課長 〔議案第105号中
心身障害者福祉推進事業費について、
議案説明資料により説明〕
- 長寿福祉課長 〔議案第105号中
老人保護措置費について、
議案説明資料により説明〕
- 介護保険課長 〔議案第105号中
地域密着型サービス等の拠点整備事業費について、
介護サービス事業所等支援事業費について、
議案第106号について、
議案書、議案概要書及び議案説明資料により説明〕
- 福祉保健部次長 〔報告第44号中
福祉保健部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕
- 福祉政策課長 〔報告第44号中
災害見舞金等支給事業費について、
災害救助費について、
議案説明資料により説明〕
- 分科会長 それでは、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
- 高田 真里委員 議案説明資料10ページの災害見舞金の関係で、床
上浸水した世帯への支給は、議案説明資料11ペー
ジの特別災害見舞金と違って災害救助法の適用に関
係なくこれまでも実施されていて、今回も災害救助
法が適用されたのかどうかに関わらず支給されると
解釈したのですけれども、(3)アの常時居住して
いた住家とは、居住用だけ一例えば店舗兼住宅のよ
うな建物の床上浸水の場合はどうなるのか教えても
らえますか。
- 福祉政策課長 この災害見舞金の支給の考え方としては、先ほど御
説明させていただきました議案説明資料のとおり、

常時居住している住家を対象としておりますので、今ほど委員がおっしゃったような店舗兼住宅や完全な店舗のような建物については、床上浸水した場合でも対象にはならないことになっております。

高田 真里委員 今回の質問と同じですけれども、議案説明資料11ページの特別災害見舞金については、店舗兼住宅に住んでいる方にも1人当たり3,000円が支給されるという理解でよろしいでしょうか。

福祉政策課長 特別災害見舞金につきましても、店舗兼住宅は対象外になります。

（「対象外ですか」と発言する者あり）

福祉政策課長 はい。

高田 真里委員 住宅だけの場合は、議案説明資料10ページの災害見舞金も議案説明資料11ページの特別災害見舞金も両方支給されるのですよね。

（「はい」と発言する者あり）

高田 真里委員 店舗兼住宅の場合、もともとあった富山市災害見舞金等支給要綱には該当しないけれども、特別災害見舞金のほうは、床上浸水した店舗兼住宅に住んでいて被害を受けた方には1人当たり3,000円が支給されるのではないかと私は思っていたのですが、その点も確認させてください。

福祉政策課長 先ほど災害見舞金と特別災害見舞金のいずれも対象外とお答えしましたが、いずれにつきましても対象となる場合があります。店舗兼住宅の1階部分がどのような状態かにもよると思うのですけれども、1階部分が全て店舗だとすれば対象にはならないこととなります。ただ、例えば1階の奥の部分に居住スペースがあるなどといった場合につきましても、そこが床上浸水しているのかどうかで判断することに

なっています。

分科会長 関連して、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、ほかの項目で質疑はありませんか。

江西委員 これは議案説明資料2番の保護施設物価高騰対策支援事業、4番の障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業、5番の高齢者施設物価高騰対策支援事業、6番の介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業の全てに共通するのですが、物価高騰影響額の2分の1を補助するという事で、支援額を段階的に縮減するとあります。

そもそも、それぞれの施設についてはもともと営利目的ではないような事業を運営しておりますので、年度ごとの決算の中で、例えばほかの費目で何か補助しているなどといったことがなく、本当に純粋に物価が上がっていることに対して補助を減らしていくことになれば、施設の運営そのもののいろいろなことを変えていかなければならなくなると思うのですが、そのことに対する御見解とございますか、市ではどのようにお考えでしょうか。

福祉保健部次長 いろいろな福祉サービスに関連することですので、私からお答えさせていただきます。

まず光熱費等の物価高騰があったにせよ、事業運営に係る経費というものは、まずは事業者によって負担されるべきものであると。それに対して、基礎自治体として富山市が支援してきており、これからもそれは変わらないところでございます。

しかしながら、今、事業運営等々というお話がありましたけれども、本来、これら福祉サービスの事業運営に係る費用面での対応は、一義的にはまずは国においてなされるべきであり、我々はその補完的な役割を果たしているという認識でおります。

ただ、前回と今回の補正で違うところとしては、これまでは全額公費であります国の交付金を活用して市が支援してきたのですけれども、今回補正予算を要求している分からは国費の充当がないというところが1点ございます。

一方で、この自治体の補助制度とは別に、国では電気代負担軽減策として電気・ガス価格激変緩和対策事業というものが本年1月から行われているのですけれども、国のほうで現下の状況を見据えられまして、本年12月まで延長されたという状況にございます。その際、補助額が半分に引き下げられたと。そういった国の施策等も参考にしながら、市としてできる限りの支援が行えるよう補正予算として要求させていただいているところでございます。

高田 重信委員 議案概要書10ページの地域密着型サービス等の拠点整備事業費ですが、説明をちょっと聞き逃してしまって、どの部分に事業費をかけるかと言っておられましたか。

介護保険課長 こちらの事業につきましては、介護事業所が利用者の安全性確保の観点から老朽化に伴う大規模修繕などを実施する費用について、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、補助するものです。
内容としましては、非常用自家発電設備の整備や冷暖房設備の設置で、事業費が3,532万3,000円になっています。

高田 重信委員 この予算で何施設に補助するのかということは、積算の中で出しておられますか。

介護保険課長 今回補助します施設数につきましては、5施設になります。

高田 重信委員 5施設の内容についてお聞かせください。

介護保険課長 5施設のうち4施設が非常用自家発電設備整備にな

りまして、金額はそれぞれ違っております。
金額が大きいところでは補助基準額の上限額である
773万円いっぱい、小さいところだと591万
6,000円となっております、全部で4か所ご
ざいます。

もう1施設が冷暖房設備の設置になりまして、そち
らも補助上限額いっぱいの773万円を使う形にな
っています。

高田 重信委員 分かりました。

尾上委員 今回の話の中で、冷暖房設備の設置というのは、ない
ところにつけるという意味だけですか。それとも、
改修というか、取替えも含まれるのですか。

介護保険課長 基本的には大規模な修繕等ということになりますの
で、既にあるものを新しいものに換えるということ
になります。

江西委員 議案説明資料3ページの障害福祉サービス事業所等
ICT導入モデル事業について、(3)事業内容だ
けを見ますと、スマホやタブレット、Wi-Fi、
ルーターなど、大分当初のICTというのか、基本
的なインフラに近いような設備に対する補助になっ
ているのですが、それが3事業所分だということで、
まず、この3事業所は先着になるのか抽選なのか、
たくさんある中から3事業所を選ぶのか、対象とな
る事業所が3か所だけなのか、どのようなものでし
ょうか。

障害福祉課長 この事業につきましては、各事業所でICT—情報
やコミュニケーションに関するテクノロジーを使っ
た機器を導入して業務を効率化していただいて、事
業所や職員の負担を軽減することを目的とした助成
であります。国が対象としている市内の障害福祉サ
ービス事業所等に対し事前に要望を確認したところ、
手を挙げられたのがこの3事業所ということで、そ
ちらから上がってきた計画内容を今回の補正予算に

計上しているという状況でございます。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第105号中福祉保健部所管分、議案第106号、報告第44号中福祉保健部所管分、以上3件を一括して意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前10時26分 休憩

~~~~~

午前10時46分 再開

分科会長 これより、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。  
議案第105号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分、第3条債務負担行為の補正中、こども家庭部所管分、  
報告第44号 専決処分について承認を求める件、  
専決第25号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

- こども家庭部次長 〔こども家庭部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕
- こども保育課長 〔議案第105号中  
市立保育所における給食調理等業務の民間委託事業  
について、  
議案説明資料により説明〕
- こども福祉課長 〔議案第105号中  
福祉奨学基金費について、  
こどもインフルエンザ予防接種費助成事業について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕
- こども健康課長 〔議案第105号中  
障害児通所支援事業所等に対するICT導入モデル  
事業費補助金について、  
議案説明資料により説明〕
- こども支援課長 〔報告第44号について、  
議案説明資料により説明〕
- 分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 高田 重信委員 議案説明資料3ページのこどもインフルエンザ予防  
接種費助成事業ですが、インフルエンザの流行の現  
状はわかりますか。なぜかという、今ちょっと早  
くインフルエンザが出てきているという情報を聞いて  
いるのですが、この事業の対象期間は本年11月  
からということなので、ちょっとどうかなという気  
もするのです。  
もし早めに予防接種を受けられた方がいた場合、も  
う対象にはならないのですか。
- こども福祉課長 議決後、直ちに、まず県医師会を通じまして県内医  
療機関との委託契約を結びます。また、市内の小・  
中学校を通じまして周知を行い、接種費助成券も配  
付いたします。本年11月の実施に向けて迅速な対

応を進めていく予定でありまして……。

（「現状は」と発言する者あり）

こども福祉課長 現在インフルエンザがはやっているのかどうかですが、市の保健所によりますと、特にはやっていると認識していないということです。これからどうなるのか、流行するののかについても分からないとのことです。

高田 重信委員 情報によると、インフルエンザで学級閉鎖になったところもあると伺っていますし、今年は流行が早いのかなという気もしていましたが、はやっていないという認識ですか。

こども福祉課長 富山県の資料の説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。県の感染症情報センターの定点におけるインフルエンザ患者発生状況というものがありまして、第36週—本年9月4日から9月10日の分になりますけれども—では、富山県全体でいうと、定点当たり0.73人となっています。富山市だけで申しますと、0.50人ということです。これが1人以上になると流行しているというふうにみなされると聞いております。

押田委員 射水市ではインフルエンザによる学年閉鎖があったと9月6日にNHKの報道がありましたし、先ほど9月4日以降のことを言われましたけれども、9月3日までの資料だと、県としては例年より流行が早い、多いというふうに出ているのです。数値を見ていると言われますけれども、認識に乖離があると思っております。

この11月1日という開始日は、議会を通過して準備してからということなのでしょうけれども、例年のことですから、早めに備えたほうがいいということで、今年は早く流行するかもしれないとなれば前倒ししても全く問題ない話だと思うのです。11月1日開始というのは何か理由があるのでしょうか。

こども福祉課長 議決後に行うべき事務的なこともございますし、こちらの事業は令和2年度から令和4年度まで市の保健所が行っておりまして、保健所が今年の助成を実施しないということが判明した時点で、早期の実施を計画することは困難でございました。

押田委員 このインフルエンザの予防接種の効果が本当に出るのかどうかということになってくるのでしようけれども、予防接種を打ったからすぐに明日から大丈夫だというわけではなくて、効果の発動と言えいいのか、ちゃんと免疫ができるまでさらに時間がかかります。11月からという期間は、もしかしたら受験などに関係するのかなとも考えてはいたのですけれども、やはり先読みして、いつでも発動できる体制をつくることが何よりも一議決後にと言われたら、もう1回早い定例会で提案してもらったほうがいいのではないかと思うのです。そこら辺は課題として残していただきたいと思います。

あと、ちょっと聞き漏らしたのかもかもしれませんが、3,000円を超える差額分を支払うとありますが、1回当たりの費用はどれぐらいを見ておられるのですか。

こども福祉課長 市の保健所に確認しましたところ、インフルエンザワクチンの接種費用は自由診療のため、医療機関ごとに設定できるようになっております。各医療機関から市の保健所への届出義務がないため特に把握はしていないということですが、市内の公立病院では、富山市民病院は1回目で4,500円、県立中央病院は1回目で4,000円と設定されております。

岡部委員 今回のことに関連して、遡及措置ということはできないのかと。もう既に接種を受けたなどという場合に、やっぱり対象にすべきではないかと思うのです。それこそ議会が通ったからそれ以降はいいけれども、では、その前に打った人は該当にならないのかという話になってくるのではないかと思いますので、遡及措置も含めて検討すべきではないかと思いますが、

いかがですか。

こども福祉課長 実際に助成券を配付するのが10月の後半になってしましまして一今まで3年間助成があったということで、小・中学生の保護者の方たちは、例年この時期に接種があることは御存じだと思いますので、広報等を通じまして、なるべく早く皆さんにお伝えしていきたいとは思っております。

岡部委員 それはしようがない話で、助成券の配付以降に実施することは当然なので、その前に予防接種を受けた方がいた場合、3,000円分は改めて公費で負担するという対応をすべきではないかと申し上げているのです。できない理由も含めてお答えください。

こども福祉課長 内々のことになってしまうのですけれども、委託契約の問題や県の医師会及び協力医療機関への周知、準備期間など、事務上、どうしても難しい部分があります。

こども家庭部長 今回はこのような形で一応期限を区切って、11月1日から開始するという事で提案させていただきたいと思います。  
次回以降、今回いただきました御意見をきちんと反映できるような形で協議してまいりたいと思いますので、今回は11月1日からの現物給付で償還払いはなしということになりますけれども、10月末には助成券を発送できるよう事務を迅速に進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

岡部委員 分かりましたとは言えないのですけれども、やっぱりそこは差がつかないように、対応も含めて、引き続きしっかりと検討いただきたいと思います。

松井委員 福祉保健部では、毎年10月1日に間に合うように高齢者のインフルエンザ予防接種への支援をされています。今年も多分、接種券が送られてくると思うので、やり方としては前倒しすればいいのではない

かと思いますが、いかがですか。

こども家庭部長    また保健所を含め福祉保健部との連携を密にしていきたいと思っております。  
今回いただきました御意見を参考にさせていただきたいと思っております。  
平等になるように、不公平感がないように努めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

松井委員            議案説明資料2ページの市立保育所における給食調理等業務の民間委託事業について、債務負担行為の設定ということで提案されていますけれども、全国では学校給食の会社の経営不振により給食が提供できないなどという話もあります。やっぱり物価高もあるでしょうし、いろいろな意味で要因が重なって、その会社が負担して大変になるという状況があります。  
この5つの保育所について、現在の定員を教えてくださいませんか。

こども保育課長    入所定員は、三郷保育所が70名、水橋西部保育所が70名、上条保育所が60名、水橋東部保育所が40名、ほそいり保育所が35名でございます。

松井委員            なぜ聞いたのかというと、要するに、定員に対して限度額も設定してあります。この3年分の限度額の設定根拠はありますか。

こども保育課長    設定根拠としては、児童数もそうなのですが、まず各保育所に必要となる食数を数えています。食糧費などは全部市が払っておりますので、その上昇分の負担は業者には発生しません。そのほか、消耗品や洗剤などといったものにつきましては、最近物価高が続いておりますので、その上昇分を見込んだ見積りも取っておりますし、人件費につきましても、最低賃金が上がっておりますので、その上昇分も見込んで積算しております。

- 松井委員 今お聞きしたところ、妥当な限度額を設定しているというお話でした。  
本年11月に指名競争入札を行うことになっていきますし、来年4月から業務を開始するということですから、入札不調に終わらないように祈るだけですけれども、お願いしたいと思います。
- 尾上委員 11月に指名競争入札をされるということですが、例えば市内企業と、県外企業という言い方が正しいのかどうか分かりませんが、本社が県外にある企業との割合はどのようになっていますか。
- こども保育課長 今のところ、指名する業者についてはそこまで具体には決めていませんが、給食業務について入札参加資格を持っている業者がありますので、その中から保育所や学校の給食の提供実績があるところを選びたいと思っております。  
今はまだ県外とか県内というところまでは具体的に申し上げられません。
- 尾上委員 これは委託期間が3年間ということですが、どうしても期間が短か過ぎて、なかなか手が出せないという業者もいるように聞いております。大きな会社ですと働いている方々を回すことは簡単にできるようですけれども、市内で給食業務を行っておられる小さな会社などは、期間があまりに短いと、次回もし落札できなかつたときに雇った人たちをあちこちに回せないということもあって、なかなかこのような入札に参加できない—それは保育所だけではなくて、学校給食等も含めてですけれども—と聞いているのです。この3年という期間は、やはりコストなどいろいろな面で仕方のない部分なのかもしれませんが、延ばすことは不可能なのでしょうか。
- こども保育課長 不可能かと言われたら、検討の余地はあるかと思いますが、現時点で期間を3年以上に延ばすことは考えておりません。  
正直、5年先などよりも、3年というのが物価や人



件費の変動を見込めるちょうどいい期間かとは思っておりますが、また調査・検討してまいりたいと思っております。

尾上委員 例えば10年などという期間で委託をして、3年ごとに委託金額を見直すという契約もできないことはないとは思っているのです。やはりせっかくなら市内の企業に落札してもらえるにこしたことはないのかなと思いますし、そういったことも考えながら、これから検討していただければと思います。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第105号中こども家庭部所管分、報告第44号中こども家庭部所管分、以上2件を一括して意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第50号 令和4年度富山市一般会計継続費精算報告書、第3款民生費

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども保育課長 〔報告第50号中  
保育所建設事業費について、  
議案書により説明〕

こども支援課長 〔報告第50号中

児童館施設整備事業費について、  
議案書により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分を終了いたします。

午前 11 時 13 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 06 分 再開

分科会長 それでは、ただいまから厚生分科会を再開いたします。
これより、市民生活部所管分の議案の審査を行います。
議案第 105 号 令和 5 年度富山市一般会計補正予算（第 5 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 2 款総務費中、市民生活部所管分
を議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

地域コミュニティ
推進課長 〔議案第 105 号中
災害復旧地域活動支援金等について、
議案説明資料により説明〕

市民課長 〔議案第 105 号中
社会保障・税番号制度の整備に係るシステム改修に
ついて、

議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第105号中
富山市総合体育館Rコンセッション事業者選定委員
会委員報酬等について、
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

高田 真里委員 議案説明資料3ページの社会保障・税番号制度の整備に係るシステム改修について、全額国庫補助で費用が賄われるということですが、振り仮名を入力するなどの業務は全部市で行わなければいけないのではないかと思うのですが、そのあたりはどのように対応されるのですか。

市民課長 基本的には業務委託で行う予定にしております。

高田 真里委員 その業務委託に係る費用は、この補正予算の中に含まれていますか。

市民課長 こちらについてはシステムの改修費用のみとなっておりますので、この後、国から詳細なスケジュールや作業方法について示されました後、国のほうである程度予算を見ていただけるのかにもよりまして、また補正予算をお願いすることとなると思います。

高田 重信委員 システム改修にかかる日数が分かれば教えてください。

市民課長 詳細な仕様や細かいスケジュール的なものがまだ国から明らかにされていないものですから、どれぐらいの工期を要するのかはよく分かっていない状況でございます。

高田 重信委員 この補正額を積算する根拠として、時間や人数がどれくらいかかるのかは考慮されていないということ

ですか。

市民課長 一般的にこの改修にかかる自治体規模ごとの費用規模が国から示されておりまして、そちらを参考にして、この金額を上限に契約したいと考えております。

岡部委員 関連して、マイナンバーカードの関係でシステムを改修したり新たに導入したりすることによる職員の負担が次の問題になっているのですけれども、今回の件で、職員に対しての負担はどのような感じになっていくのか、また、それにどう対応していくのかをお聞かせいただければと思います。

市民課長 こちらにつきましては、当初想定していなかった業務の追加に当たりますので、職員にかかる負担は増すものと考えておりますが、マイナンバー制度も含め全てそうですけれども、このシステムが導入された後につきましては業務が省力化される見込みとなりますので、今は職員が協力し合っこの山を乗り越えて、特定の職員に過度な負担がかからないように、助け合いながら実行していきたいと考えているところです。

岡部委員 将来的に負担がなくなるのは当然そうだと思うのですけれども、やはり今言われたように、過度な負担にならないよう、人員の配置も含めた対応をしていただくようにぜひお願いしたいと思います。

分科会長 関連で、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、ほかの項目で質疑はありませんか。

高田 重信委員 議案説明資料4ページの富山市総合体育館Rコンセッション事業者選定委員会委員報酬等についてですが、このRコンセッション方式は富山市では初めての導入になりますか。

スポーツ健康課長 そのとおりです。

高田 重信委員 そうした中で、学識経験者等有識者は4名と。この方々はそれに通じておられる方々だと捉えてよろしいですか。

スポーツ健康課長 副市長には市の行政という部分で参加していただくことになりましたが、そのほかにはスポーツ振興やアリーナという観点、経営的な部分、リスク管理一法的な部分一などといった分野の専門的な方を考えております。

高田 重信委員 体育館となるとスポーツ関係の方だと思うのですが、けれども、体育系、特にバスケットボールなどは対象がすごく限られるような気もするのですが、専門職で大体イメージしている方がおられるのですか。

スポーツ健康課長 今言われたバスケットボールに関しては富山グラウジーズのことかと思いますが、富山グラウジーズについても、市総合体育館の経営やいろいろな運用の中の1コンテンツという捉え方ですし、一般利用や、市総合体育館がこれまでスポーツ振興に果たしてきた役割などを熟知しておられる方ということも観点の中に入れていたいと思っております。ですから、やっぱり国のスポーツ振興などいろいろなことを御存じの方ということで今、検討しております。

高田 重信委員 この方式は富山市が先行して導入していくということで、またいろいろな意味で注目を浴びると思しますので、しっかり対応していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

江西委員 事業者選定委員会の委員の報酬等について、この報酬は委員会を開催したときに支払うもののみを想定しているのか、それとも、最近は委員会を開催していないところで、自宅でレポートなどを書いてもらうことに対しても報酬を要求される場合があると聞いているのですけれども、どのような根拠で計算さ

れているのでしょうか。

スポーツ健康課長 委員会を開催したときの分として計算しております。

江西委員 次に、議案説明資料2ページの災害復旧地域活動支援金等について、これは1町内会当たり一比較的、簡易に支給するという御説明があったのですが、300町内会を対象としているようですけれども、その後、その町内会から年度内に10万円が支出されているのかどうかの確認は取られるのでしょうか。要は、町内会の決算の中で、災害復旧のために10万円に相当する分を支出していることの確認はされる予定でしょうか。

地域コミュニティ推進課長 災害復旧地域活動支援金の使い方は各町内会にお任せしますので、確認することまでは今のところ考えておりません。

江西委員 使い方を任せることはいいかと思うのですが、本当に使ったのかどうかを確認しないのはどうかなというところもあります。今は想定されていないということですが、検討されるべきではないかと思うのですが、どうお考えですか。

市民生活部長 そもそもこの支援金につきましては、ある意味、見舞金に近い性質が非常に強いです。しかも、本会議の一般質問でも答弁させていただきましたが、ある地域は重機を使うためにお金を支出されていたり、お金は使っていないのだけれども体を使ったり、あるいはお茶を配ったりなど、いろいろな活動があると思うのです。それに対して、今回は1町内会当たり10万円をお支払いしましょうということですので、どのような使い方をされてもいいし、あるいは使わなくてもいいと思うのです。使わずに持っておかれて、次に何かあったときにこうしようなどという使い方も十分できますので、支出を確認することについて、今回は想定しておりませんし、行う予定もございません。

岡部委員 今ほどの話では町内会が対象ということだったのですけれども、（２）事業目的のところに町内会等という書き方がされているので、ほかに何か想定されているものがあるのかどうかお聞かせください。

地域コミュニティ
推進課長 原則的には町内会なのですけれども、ところによっては何々集落、何々自治会という言い方をしておられるところがあるので、町内会等と記載しております。
要綱の中に町内会等とはこういったものであるという文言も入れますので、それで理解していただくということで「等」としているところです。基本的には現在の町内会です。

岡部委員 対象としては大体分かりました。
先ほどの話に関連するのですけれども、申請の際は地図や写真などもあれば添付するというので、やっぱりある程度動きがあって、このような活動をしましたと申請するというものですから、申請についてはしっかりとチェックをして—300という団体を対象にして予算計上されており、一般財源で市独自で行う事業で大変大きな金額になりますので、そこら辺は十分チェックをして、使わなくてもいいというようなことは、あまり言わないほうがいいのではないかと。よろしくお願いします。

松井委員 300団体というのは、300の町内会、集落、自治会だと思いますけれども、そもそも富山市にはどれだけの町内会等があるうちの300団体なのか。

地域コミュニティ
推進課長 現在、町内会等は1,423団体ございます。先日防災危機管理課がまとめた被害状況から拾い上げた数と、私どもが把握できていない部分もあろうかと思うので、隣接する地区も含めて、恐らくこれぐらいであろうということで出した数が300団体となっております。

- 松井委員 申請受付が本年10月1日からで、その前に御案内するということですが、これは早い者勝ちということですか。
- 地域コミュニティ
推進課長 申請いただければ即座に支給するつもりなのですが、予算が足りなかった場合については、当然、また財政課と協議してまいりたいと考えております。
- 松井委員 大盤振る舞いのような感じもしますけれども、要は、部長がおっしゃったように、今回の災害に対して行ったものだけではなくて、これから発生するであろうものにも使えるという認識なのですか。
- 市民生活部長 先ほど申し上げたとおり、使い方はこちらで指定しませんので、町内会でそのように判断されればそれでも結構だと思います。例えば活動したときのお礼として使われても結構ですし、それはお任せいたします。
- 松井委員 太っ腹なことで、過去に経験がないものですから、そこまで出すのかという思いですけれども、いずれにしろ、例えば地元で田んぼの畝を直したとか、大きな改修ではないけれどもいろいろな形で重機を入れたなどといったときに使ってもいいという認識でいいのかなと感じました。
- 分科会長 この件はこれでいいですか。
ほかの項目でも結構ですが、ほかに質疑はありませんか。
- 〔発言する者なし〕
- 分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第105号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。
以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第50号 令和4年度富山市一般会計継続費精
算報告書、第2款総務費
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

地域コミュニティ
推進課長 〔議案書により説明〕

分科会長 それでは、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。
以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了いたします。
これで、9月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
分科会長報告については、正・副分科会長に御一任
いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。
これをもちまして、令和5年9月定例会の予算決算
委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和5年9月定例会
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 金 谷 幸 則

署名委員 松 井 桂 将

署名委員 高 田 重 信